

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の25」を「100分の15」に改め、同条第3項中「100分の25」を「100分の15」に、「100分の13」を「100分の8」に改める。

附 則

この条例は、令和3年3月1日から施行する。